

聖籠町告示第六十五号

聖籠町循環バスの運行に関する要綱を次のように定める。

平成二十五年八月五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町循環バスの運行に関する要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、町民の安全で快適な移動手段の確保を図り、もって福祉の向上に寄与するために運行する循環バスに關し必要な事項を定めるものとする。

(運行業務の委託)

第二条 町長は、循環バスの運行に係る業務について道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条の許可を受けた事業者に委託するものとする。

(愛称及び名称)

第三条 循環バスの愛称及び車両の名称は、次のとおりとする。

愛 称	車両の名称
聖籠エコミニバス	はまなす号 さくらんぼ号 さくら号

(運行日)

第四条 循環バスの運行日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月三十一日、一月二日及び一月三日を除く日とする。

(運行路線等)

第五条 運行路線は、別表のとおりとし、路線の経路及び

停車場所並びに運行回数及び運行時刻は、別に定めるものとする。

(停留所の標識)

第六条 町長は、循環バスの停留所の名称、路線の終点及び発車時刻を表示した停留所の標識を立てるものとする。

(利用料の徴収)

第七条 町長は、循環バス利用の実費として、全乗車区間において、利用者一人につき一回百円を徴収する。

(利用料の免除)

第八条 前条にかかわらず、聖籠町に住所を有する者で、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところにより、利用料の一部を減額し、又は免除することができる。

一 七十五歳以上の者 免除

二 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が一級から四級までの者並びに外出時に常時介助を必要とする者及びその介助者 免除

三 療育手帳の交付を受けている者で、その障害の等級がAの者並びに外出時に常時介助を必要とする者及びその介助者 免除

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び外出時に常時介助をするその介助者 免除

五 小学校就学前の幼児 免除

六 藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有する蓮野小学校一年生及び二年生の児童で、通学する際に循環バスを利用する者 二分の一減額

七 その他やむを得ない事情により、町長が特に必要と認めたる者 免除又は別に定める割合による減額

2 前項各号に掲げる者が利用料の減額又は免除を受けよ

うとするときは、聖籠町循環バス利用料免除申請書（別記第一号様式。以下「免除申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、同項第二号から第四号までに規定する介助者及び同項第五号に掲げる者の免除については、免除申請書の提出及び次項の手続を必要としない。

3 町長は、前項の免除申請書の提出があつたときは、内容を審査し、減額又は免除要件に該当すると認められる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める乗車証又は乗車券（以下「エコミニフリーパス等」という。）を交付する。

一 第一項第一号から第四号までに掲げる者 エコミニフリーパス（別記第二号様式）

二 第一項第六号に掲げる者 エコミニフリーパス（通学用）（別記第三号様式）又はエコミニ回数券（別記第四号様式）

三 第一項第七号に掲げる者 別に定める様式

（エコミニフリーパス等の提示等）

第九条 前条第三項各号に規定するエコミニフリーパス等（エコミニ回数券を除く。以下この項において同じ。）の交付を受けた者は、循環バスを降車する際、エコミニフリーパス等を運転手に提示しなければならない。

2 エコミニ回数券の交付を受けた者は、循環バスを降車する際、一回の利用につき一枚を運転手に提出しなければならない。

（エコミニフリーパス等の返還）

第十条 エコミニフリーパス等の交付を受けた者が第八条第一項各号に掲げる免除要件を欠いたときは、速やかに当該エコミニフリーパス等を返還しなければならない。

この場合において、第八条第三項第二号に掲げるエコミニフリーパス（通学用）及びエコミニ回数券に係る利用料の残額については、払い戻しをしないものとする。

（乗り継ぎ手続）

第十一条 循環バスから循環バスの別の路線へ乗り継ぐ場合において、一度の乗り継ぎに限り、乗り継ぎ前の路線に乗車したときから乗り継ぎ後の路線を降車した時までを一回の利用とみなすものとする。

2 前項の規定に基づき乗り継ぎする旨の申し出を行った利用者に対しては、その証明として乗り継ぎ乗車券（別記第五号様式）を発行するものとする。

（循環バス利用者懇談会の設置）

第十二条 町長は、循環バスの運行に関し町民の意見を反映させるため、聖籠町循環バス利用者懇談会を設置する。

2 懇談会は、循環バスに係る運行全般及び利用促進に関する事項を協議し、町長に意見を述べるものとする。

3 懇談会は、懇談員十五人以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

一 町内に居住する者

二 循環バス運行路線下における医療機関及び公共施設の代表

三 学識経験を有する者

4 懇談員の任期は二年とし、懇談員が欠けた場合の補欠懇談員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 懇談会に会長及び副会長各一人を置き、懇談員の互選とする。

6 会長は、懇談会を代表し、会務を掌理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

8 懇談会は、会長が招集し、議長となる。

9 懇談員及び会議に関する庶務は、生活環境課において処理する。

（地域公共交通会議における協議）

第十三条 町長は、循環バスの運行路線、利用料金等について、必要があると認めるときは、聖籠町地域公共交通設置要綱（平成二十年聖籠町告示第五十五号）に定める地域公共交通会議において協議するものとする。

（その他）

第十四条 この告示に定めるもののほか、循環バスの運行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

（聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱（平成十七年聖籠町告示第二十一号）

二 聖籠町循環バス緊急時措置要領（平成十四年聖籠町告示第三百三十七号）

三 聖籠町循環バス事故措置要領（平成十四年聖籠町告示第三百三十八号）

四 聖籠町循環バス利用者懇談会要綱（平成十五年聖籠町告示第六十二号）

別表

四路線	運行路線数
保健センター 〜 コモタウン線 四ツ屋 〜 役場 〜 佐々木 駅線 藤寄 〜 役場 〜 佐々木 駅線	次第浜 〜 役場 〜 さぶ ー ん 線 運行路線名

別記第1号様式（第8条関係）

（裏面）

- ※ 1. 第8条第1項第1号要件：75歳以上の者
 第8条第1項第2号要件：身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が1級から4級の者並びに外出時に常時介助者を必要とする者及びその介助者
 第8条第1項第3号要件：療育手帳の交付を受けている者で、その障害の等級がAの者並びに外出時に常時介助者を必要とする者及びその介助者
 第8条第1項第4号要件：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び外出時に常時介助をするその介助者
 第8条第1項第6号要件：藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有する蓮野小学校一年生及び二年生の児童で、通学する際に循環バスを利用する者
 第8条第1項第7号要件：町長が認めた者（免除を受けようとする理由書を添付）
2. 申請の際は、第1号要件に該当する場合は住所、氏名、生年月日等を確認できるもの、第2・3・4号要件に該当する場合は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。

（表面）

別記第1号様式（第8条関係）

聖籠町循環バス利用料金免除申請書

平成 年 月 日

聖籠町長 様

住 所： _____

電話番号： _____

氏 名： _____ ㊞

聖籠町循環バスの運行に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり利用料の免除を申請します。

免除を受けようとする者の氏名	(住所) (氏名) (生年月日) 年 月 日 (性別) 男 ・ 女
該当する免除要件 ※ 該当する要件に○をつけてください。	1. 第8条第1項第1号要件に該当 (75歳以上の者) 2. 第8条第1項第2号要件に該当 (手帳の種類: 級、介助者: 必要とする・しない) 3. 第8条第1項第3号要件に該当 (手帳の種類: 級、介助者: 必要とする・しない) 4. 第8条第1項第4号要件に該当 (介助者: 必要とする・しない) 5. 第8条第1項第6号要件に該当 (藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有する蓮野小学校一年生及び二年生の児童で、通学する際に循環バスを利用する者) 6. 第8条第1項第7号要件に該当 (町長が認めた者)

別記第2号様式（第8条関係）

エコミニフリーパス			
発行番号	第 号	発行年月日	年 月 日
利 用 者	(住所)		
	(氏名)		
	(男・女 年 月 日 生)		
備 考			
<p>聖籠町循環バスの利用料を免除することを証します。</p>			
<p>聖籠町長</p>			

別記第3号様式（第8条関係）

エコミニフリーパス（通学用）			
発行番号	第 号	発行年月日	年 月 日
利用者			
利用期限			
備考	聖籠町循環バスの運行に関する要綱第8条第1項第6号要件に該当 （通学時のみ有効となります）		
聖籠町長			

別記第4号様式（第8条関係）

（表面）



（裏面）



別記第5号様式（第11条関係）

<p>聖籠エコミニバス</p> <p>乗り継ぎ乗車券</p>	<p>有効期限</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>※ 降車時に運賃箱へ 入れて下さい。</p>
---------------------------------------	---